

生鮮野菜や果実は仕入書等の原産地情報でEPA利用手続が可能となります。

EPAの利用手続

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、輸出者は日本商工会議所に、輸出産品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類を提出して**原産品判定を受けた上で、第一種特定原産地証明書の発給申請**を行う必要があります。

日本商工会議所では、原産品判定に当たって、必要に応じて生産者情報を確認します。

生鮮野菜や果実について、協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として仕入書等を利用する場合、仕入書等の原産地表示に基づき第一種特定原産地証明書の発給手続が可能となります。

1. 仕入書等の産地で原産品判定

仕入書等の原産地で原産品判定を行う際は、食品表示法に基づく原産地の記載で協定に基づく原産品であることを確認し、原則、生産者情報の提出は不要です。

令和 4 年 9 月 〇 日

農林商事 様

(株) 野菜果物 株式会社

住所：東京都〇〇区〇〇
電話：03-0000-0000
担当：野菜 太郎

仕 入 書

商品名	原産地	数量	単価	仕入税
1. りんご	青森	〇	〇〇	〇〇
2. メロン	静岡	〇	〇〇	〇〇
3. ぶどう	山梨	〇	〇〇	〇〇
4. 春菊	千葉	〇	〇〇	〇〇
合計				〇〇〇〇

仕入書等の原産地で判定

- ・青森県産りんご
- ・静岡県産メロン
- ・長野県産ぶどう
- ・千葉県産春菊

2. 同一原産地であれば原産品判定なしで発給申請

仕入書等の原産地で判定済みの産品と同一原産地の産品については、過去の判定結果を利用して第一種特定原産地証明書の発給申請が可能で、原産品判定は不要です。

原産地で判定済みの産品は、過去の判定結果で原産地証明書の発給申請が可能

- ・青森県産りんご (Apple - Aomori)
- ・千葉県産春菊 (Garland Chrysanthemum - Chiba)

INVOICE

Date 2022/10/〇

Seller Hanako Yasai Overseas Business Div.

Invoice No. *****

Shipped Per AIR FREIGHT

Terms of Payment T/T Remittance

Trade terms

Remarks

Emt***@agrc.com THAILAND

Description	HS Code	Quantity	Unit Price (JPY)	Amount
1. Apple - Aomori	080810	〇	〇	〇
2. Melon - Hokkaido	080719	〇	〇	〇
3. Grape - Nagano	080610	〇	〇	〇
4. Garland Chrysanthemum - Chiba	070999	〇	〇	〇

Number of piece: 〇

Net weight(Kg) 〇

Signature

Total amount JPY 〇〇

NOURIN Trading Co., Ltd.

第一種特定原産地証明書とは？

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、この産品がEPAに規定される原産品の要件を満たす必要があります、このことを証明する書類として日本商工会議所が発給する書類を「第一種特定原産地証明書」といいます。

(注) 当該輸出産品の仕入書等は、協定ごとに定められた期間保存する義務があります。輸入国から要請があった場合、輸出産品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として必要です。

よくある質問

<全般>

問) どのような産品が対象となりますか。

答) 協定に基づく原産品の要件として、日本国内において栽培され、かつ、収穫されること等が要件とされている産品のうち、例えばリンゴや柿のように栽培地と収穫地が同一である産品で、仕入書、納品書、分荷表等で食品表示法に基づく原産地の表記により収穫地が確認できる生鮮野菜や果実です。具体的にはHSコードの7類（野菜）、8類（果実）、9類（茶等）、10類（米等）、11類（米粉等）です。

問) どこに輸出する場合に第一種特定原産地証明書が必要となりますか。

答) 第一種特定原産地証明書が必要かどうかはEPAにより異なります。第一種特定原産地証明書が利用可能なEPAは次のとおりです。

<第一種特定原産地証明書が利用可能なEPA>

日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、
日フィリピン、日スイス、日ベトナム、日インド、日オーストラリア、
日モンゴル、日アセアン、RCEP

問) 生産証明書を利用して原産品判定を行った場合と何が違いますか。

答) 生産証明書を利用して取得した原産品判定は、生産証明書に基づき原産品判定が行われていますので、基本的に生産者を特定した原産品判定となります。このため、生産者の異なる産品については、新たに原産品判定が必要です。

仕入書等を利用して取得した原産品判定は、仕入書等に基づき原産品判定が行われていますので、基本的に仕入書等に記載のある都道府県を特定した原産品判定となります。このため、仕入書等を利用して原産品判定を取得した産品と輸出産品の原産地が同一都道府県の場合、生産者が異なっても、輸出産品について原産品判定を行う必要はありません。

同じ輸出産品で生産者が異なることが想定されるのであれば、仕入書や納品書等を用いて原産品判定されることをお勧めします。

問) 輸入国から輸出産品の原産性の確認があった場合はどうすればいいですか。

答) 輸出産品を国内で調達した際の取引に関する仕入書等が必要となります。具体的には、当該輸出産品の名称と原産地が表示された仕入書等です。これらの書類は、協定ごとに定められた期間保存する義務があります。原産品判定の際に使用したものではありません。

<原産品判定>

問) 原産品判定依頼を行う際、産品の生産者が不明でも問題ありませんか。

答) 日メキシコ、日ペルー協定を除き、生産者が不明でも問題ありません。

問) 原産品判定依頼を行う際、日本商工会議所の発給システム内の「生産者欄」はどのように記載しますか。

答) 企業登録番号は「999999999」、和文所在地と英文所在地は都道府県名を記載し、それ以外は空欄で構いません。

問) 原産品判定依頼を行う際、「原産品判定対象の輸出産品名」はどのように記載しますか。

答) 輸出産品名と原産地を記載してください。例) Apple (Nagano)

問) 過去の取引の仕入書等を利用して、事前に原産品判定依頼できますか。

答) 原産品判定依頼を行うことができます。

問) 過去に取得した原産品判定の扱いはどうなりますか。

答) これまでと同様に使用できます。生産証明書を利用して取得した原産品判定で第一種特定原産地証明書を発給申請する際は、原産品判定を取得した産品と輸出産品の生産者が同一である必要があります。

問) 仕入書に原産品判定を依頼しない品目が含まれても問題ありませんか。

答) 問題ありません。その場合は、仕入書等に記載された産品のうち、原産品判定を依頼する品目に印をつけるなど、原産品判定を依頼する品目が特定できるようにしてください。

問) 複数の原産地をまとめて原産品判定できますか。

答) 可能です。その場合は、原産品判定を依頼したい原産地すべてが仕入書等で確認できる必要があります。仕入書等が複数にわたっても問題ありません。また、仕入書等に原産品判定を依頼しない品目が記載されている場合は、原産品判定を依頼する品目に印をつけるなど、原産品判定を依頼する品目が特定できるようにしてください。

例) 判定申請時の産品名称：Apple (Nagano、Aomori、Akita)

問) 取得した原産品判定に期限はありますか。

答) 期限はありません。

よくある質問

<原産品判定（続き）>

問）緑茶や米粉などの加工品も対象ですか。

答）緑茶や米粉の場合は、原料となる生葉や米の収穫地を明らかにする書類として仕入書等を利用できます。緑茶や米粉などの加工品の場合は、日本国内で原料から輸出産品を生産したことを確認するための農林産加工品に係る製造証明書も必要です。

<発給申請>

問）発給申請を行う際、輸出産品の生産者が不明でも問題ありませんか。

答）日メキシコ、日ペルー協定以外は、発給申請の際に輸出産品の生産者が不明でも問題ありません。ただし、輸入国が輸出産品の原産性を確認する際、生産者情報を要求される可能性がありますので、日頃の取引において生産者情報を確認しておくなど、要求があった場合に生産者の情報を回答できるようにしておくことが重要です。

問）原産地の都道府県が異なる場合はどうしたらいいですか。

答）仕入書等で原産品判定を取得した産品の都道府県と異なる都道府県の産品についてEPAを利用して輸出する場合は、新たに輸出産品の原産品判定依頼を行う必要があります。例えば、仕入書等で長野県産りんごの原産品判定を取得している場合に、青森県産りんごをEPAを利用して輸出する場合は、青森県産りんごの原産品判定を取得する必要があります。

問）原産地の都道府県が同じで仕入先が異なる場合はどうしたらいいですか。

答）仕入書等で原産品判定を取得した産品の仕入先（A社）と異なる仕入先（B社）の産品をEPAを利用して輸出する場合でも、産品の都道府県が同じであれば、原産品判定を省略できます。

問）輸出した産品の仕入書等を保存する必要はありますか

答）一定期間、保存する義務があります。保存期間は利用するEPAにより異なります。

【お問い合わせ先】

農林水産省では、日本産農林水産物・食品の輸出におけるEPAの利用を支援するため、「EPA利用早わかりサイト」を開設しているほか、EPA利用に関するご質問・ご相談の受付を専門とする「EPA利用相談窓口」を設置しています。EPAの利用に関してご不明な点やご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

○EPA利用相談窓口

MAIL：epariyousoudan@maff.go.jp

○農林水産省EPA利用早わかりサイト

URL：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

【お役立ちリンク】

○日本商工会議所HP：EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

URL：<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

○経済産業省HP：申請手続における提出書類等の例示と留意事項（農林水産品編）

URL：https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/bookikanri/gensanchi/guideline.html